

京都市告示第147号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年 5月22日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
西第四経18号線	中京区西ノ京西中合町100番地の11地先から中京区西ノ京徳大寺町4番地の1地先まで	旧	メートル 11.90	メートル 6.40 ~ 18.10
		新	11.90	6.40 ~ 15.20

(建設局土木管理部道路明示課)